

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

第123号



相談 自宅に事業者が訪問し、「今ならお試し価格3千円でエアコンのクリーニングができます」と勧誘があり、依頼することにした。後日、担当者が来てエアコンの掃除をした後、防カビのコーティングを強く勧められ、断れなくなり契約してしまった。するとエアコンだけではなくお風呂場や洗面所までコーティングされ、**20万円を請求された**。コーティングまで契約するつもりはなかったが、解約できないか？

回答 この場合、事前に聞いていた金額と請求金額が違っていた点と、作業内容もエアコンのクリーニングだけのはずがコーティングを強く勧められ断れない状況が発生している点に問題があると考えられます。**訪問販売**で契約した場合は**8日間、クーリング・オフ**ができることから、事業者へ通知書を送り、クーリング・オフをすることができました。

【被害に遭わないためには】

- 低価格と勧誘されても、安易に承諾せず、いったん**冷静になって家族や周りに相談**してみましょう。
- 作業を依頼した場合、作業当日に追加の契約を勧誘されても、見積書をもって**複数の会社と見比べる**など、その場で決めないようにしましょう。
- 作業後、高額請求を受けた場合は、後日納得した金額で支払う意思があることを示しつつ、その場での支払いを断り、**消費生活センターに相談**しましょう。



消費生活センターから

～夏に向けて美容医療を考えている方へ～

- 安価なプランの広告や説明をうのみにしないようにしましょう。
- 「今日だけ割引」などの勧誘を受けてもその場で契約・施術をせず、いったん冷静に判断しましょう。
- 医師から十分リスクや副作用について説明を受け、納得した上で判断しましょう。



ひとこと助言

- 低価格やお試し等を強調する広告を見て、1回だけのつもりで商品を注文したら実は定期購入だったというケースがあります。
- 自分は1回分しか注文していないからと、商品を返送したり受け取り拒否したりしても、それだけでは解約にはならないので注意しましょう。
- ネットで購入する際は、最終確認画面などで定期購入になっていないか、解約方法・条件、支払総額などをしっかりと確認しましょう。
また、これらの記載はスクリーンショットで必ず保存しましょう。
- 誤認するような表示があった場合などには、申し込みを取り消せる場合があります。

困った時は、お住まいの自治体の消費生活センター等に相談してください(消費者ホットライン188)。

引用:「見守り新鮮情報 第513号(2025年6月12日発行)」

見守り 新鮮情報

事例1 ネット広告で見たサプリを注文した。**1回だけのお試し**のつもりだったのに、2回目が届いたので**送り返した**。すると、**請求書**だけが送られてきた。支払う気はないので放置していたら**法律事務所**から**通知**が来た。どうしたらよいか。
(70歳代)

事例2 SNSの広告を見てお試し商品の美容液を買った。その後同じ商品が届いたが、**注文した覚えがない**のでその旨と**解約希望**の書面を同封して**返品**した。その後も**請求書**などは届いていたが無視していたところ、先日、**法律事務所**からこの請求について**最終通告**のような封書が届いた。商品が手元がないのに請求されるとは納得がいかない。
(70歳代)



**定期購入「返品」だけでは
解約になりません**

幕別町消費生活センター(電話相談: ☎055-5800)

窓口

札内 月曜～金曜
幕別 火曜・木曜
忠類 第2・4水曜

午前9時～午後4時
※忠類: 事前予約が必要

札内コミュニティプラザ 消費生活センター
役場1階相談室
忠類コミュニティセンター

エシカル消費って なあに？



直訳すると「倫理的消費」。なんだか少し堅苦しいですね。

「エシカル消費」はより良い社会に向けた、人や社会、環境に配慮した消費行動のことです。

このキーワードを意識しながら日々を過ごしてみると、世界の未来が変わります。



<http://www.caa.go.jp/>